

答 申 第 49 号
令和4年10月12日

仙台市教育委員会 御中
(教育局学校教育部教育相談課扱い)

仙台市個人情報保護審議会
会長 中林 暁生

仙台市個人情報保護条例第41条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

令和4年1月27日付けR3教学相第475号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第58号

- (1) 「仙台市教育委員会は、『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』を開示している。その開示文書を読むと、事実(真実)と異なる記載が多くある。そのため、当方では、平成31年1月9日付(〇〇〇〇第6号)個人情報訂正請求書にある通り、客観的事実証明を付して訂正を求めている。『平成〇年〇月〇日及び平成〇年〇月〇日の謝罪については、あくまでも教育長が配慮に欠けたと認めた年賀状と配慮に欠けたと認めた学級だよりに係ることだけである。また、〇〇さん分は除いて良いなどと指示をした件や道徳の授業における教員によるいじめ(体罰)及びいじめを助長する行為等が繰り返された結果、噂となり吹聴いじめが発生したこと等については、 α 教諭が、今、動揺していて答えられない旨と答えたため、この事案については保留となり、今後の調査案件となった。したがって、この件に関する謝罪は保留のままであり、調査結果の説明や謝罪も未だに済んでいない』旨と当方では客観的事実証明を付して挿入を求めているのである。上記のことや、平成31年1月9日付(〇〇〇〇第6号)個人情報訂正請求書『訂正を求める内容』に記載があること等について、その後に行われた、『聴取結果』及び『調査結果』等に係る、既に開示がされている『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』以外の、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (2) 「仙台市教育委員会は、『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』を開示している。その

開示文書を読むと、事実（真実）と異なる記載が多くある。そのため、当方では、平成31年1月9日付（〇〇〇〇第7号）個人情報訂正請求書にある通り、客観的事実証明を付して訂正を求めている。平成31年1月9日付（〇〇〇〇第7号）個人情報訂正請求書『訂正を求める内容』に記載があること等について、その後に行われた、『聴取結果』及び『調査結果』等に係る、既に開示がされている『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』以外の、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

- (3) 「仙台市教育委員会は、『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』を開示している。その開示文書を読むと、事実（真実）と異なる記載が多くある。そのため、当方では、平成31年1月9日付（〇〇〇〇第8号）個人情報訂正請求書にある通り、客観的事実証明を付して訂正を求めている。平成31年1月9日付（〇〇〇〇第8号）個人情報訂正請求書『訂正を求める内容』に記載があること等について、その後に行われた、『聴取結果』及び『調査結果』等に係る、既に開示がされている『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』以外の、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (4) 「仙台市教育委員会は、『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』を開示している。その開示文書を読むと、事実（真実）と異なる記載が多くある。そのため、当方では、平成31年1月9日付（〇〇〇〇第10号）個人情報訂正請求書にある通り、客観的事実証明を付して訂正を求めている。『教員による児童等への行為は、法律上のいじめに該当しない』旨主張であるが、これまでに体罰の禁止や、体罰はいじめを誘発することを申立てきた。このことについては、国の定めに記載がある。また、当該事案は、教員によるいじめ（体罰）後、噂となり吹聴いじめが発生している事案である。このことについては、〇〇一人だけやられた事実を、教育長が認める事実認識として回答しているのである。さらに、教員によるいじめ（体罰）は少なくとも3度は行われている。実際に、このことが噂となり吹聴いじめが発生しているのである。このことは社会通念に照らし合わせても容易に解釈できることである。さらに、2年次〇月より心療内科等に通院している事実については、少なくとも学校側に（学校長と氏にも）は伝えてあったし、欠席理由欄にも通院との記載がある。当方では、欠席の理由について、通院する旨事実を包み隠さず伝えている旨と当方では客観的事実証明を付して挿入を求めているのである。上記のことや、平成31年1月9日付（〇〇〇〇第10号）個人情報訂正請求書『訂正を求める内容』に記載があること等について、その後に行われた、『聴取結果』及び『調査結果』等に係る、既に開示がされている『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』以外の、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (5) 「仙台市教育委員会は、『〇〇中学校 〇〇〇〇（保護者・〇〇小教諭）関連』を開示して

いる。しかし、その開示文書を読むと、事実（真実）と異なる記載が多くある。そのため、当方では、平成30年12月26日付個人情報訂正請求書にある通り、『2番〇〇〇〇（長女関連）“中学校ではいじめなどの事実はない”を訂正』→『“中学校では教員によるいじめ及びいじめを助長する行為等が繰り返された結果、吹聴いじめが発生した”と挿入』とした上で、客観的事実証明を付して訂正及び挿入を求めているのである。訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類として添付した、平成30年12月10日付個人情報開示決定通知書により得た公文書証明『平成〇年〇月〇日付教育長回答書』には、『1年次担任のα教諭につきましては、平成〇年〇月の年賀状の送付や、平成〇年〇月の学級だよりの作成において、〇〇さんへの配慮に欠けた対応があったことは事実』旨記載がある。この結果、被害生徒〇〇は、精神的に大きなダメージを受ける。そして、今でも精神的及び肉体的な後遺症に苦しんだり、人間不信に陥ったり他者との接し方がわからなくなるなど、人格形成に深刻な悪影響を受けてしまい、これまでに心療内科・精神科・思春期外来・カウンセリング等々へ通院することとなる。ちなみに通院を開始したのは、上記二件の事案後である。また、教員がいじめを助長する行為（不適切な行為及び言動）を行ったことで、クラス内や学年及び学校内で噂にあがり、吹聴いじめを誘発した事案（理由）の一つとなる。そして、〇〇は平成〇年〇月の不適切な年賀状送付や学級だより配布を受けてから、長期の不登校となる。それまでは別室の登校はできていたが、平成〇年〇月の年賀状送付を受けてからは、登校することが困難となる。特に平成〇年〇月の学級だよりを配布されてからは、平成〇年〇月（2年次）新学期から登校すること自体ができなくなる。これらのことについては、出席簿においても確認できることである。上記に記載があること等について、その後に行われた、『聴取結果』及び『調査結果』等に係る、『〇〇中学校 〇〇〇〇（保護者・〇〇小教諭）関連』や『平成〇年〇月〇日付教育長回答書』以外の、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

- (6) 「仙台市教育委員会は、『〇〇中学校 〇〇〇〇（保護者・〇〇小教諭）関連』を開示している。しかし、その開示文書を読むと、事実（真実）と異なる記載が多くある。そのため、当方では、平成30年12月26日付個人情報訂正請求書にある通り、『2番〇〇〇〇（長女関連）“中学校ではいじめなどの事実はない”を訂正』→『“中学校では教員によるいじめ及びいじめを助長する行為等が繰り返された結果、吹聴いじめが発生した”と挿入』とした上で、客観的事実証明を付して訂正及び挿入を求めているのである。訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類として添付した、平成30年12月10日付個人情報開示決定通知書により得た公文書証明『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』には、学校側の事実認識として、『平成〇年〇月〇日の4時間目道德の時間、学級の仲間に伝えたいメッセージを書き、それを花束に見立てて送るという活動を実施した。α教諭は、他生徒が〇〇への対応について担任へ尋ねた際、“〇〇さん分は除いて良い”と話した記憶はあると話している』旨記載がある。上記聴き取り結果記録から、道德の授業において、担任は『〇〇さんの分は除いて良い』旨と発言するなどし、〇〇のことを仲間外れに（学級の仲間と捉えず排除を行う）していることが明らかとなる。このことにより、教員主導によるいじめ（体罰や不適切な行為及び言動）が行われていたことが明らかとなる。その結

果、被害生徒〇〇は、登校すること自体ができなくなる。そして、〇〇は、精神的に大きなダメージを受ける。今でも精神的及び肉体的な後遺症に苦しんだり、人間不信に陥ったり他者との接し方がわからなくなるなど、人格形成に深刻な悪影響を受けてしまい、これまでに心療内科・精神科・思春期外来・カウンセリング等々へ通院することとなる。ちなみに通院を開始したのは、上記の事事後である。また、教員がいじめを助長する行為を行ったことで、クラス内や学年及び学校内で噂にあがり、吹聴いじめを誘発した事案(理由)の一つとなる。そして、〇〇は上記事事後、長期の不登校となる。それまでは別室の登校はできていたが、平成〇年〇月(2年次)新学期からの登校すること自体ができなくなる。これらのことについては、出席簿においても確認できることである。ちなみに本事案(道徳授業中の仲間外れの件)に係る謝罪について、当方ら(被害生徒本人やその家族)では、教育長や学校長及び当該教員からこれまでに謝罪を一切受けたことがない。これまで謝罪を受けてきたことは、教育長が回答し配慮に欠けたと主張する『年賀状』及び『学級だより』に対することだけである。上記に記載があること等について、その後に行われた、『聴取結果』及び『調査結果』等に係る、『〇〇中学校 〇〇〇〇(保護者・〇〇小教諭)関連』や『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』以外の、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

答申第 49 号
(諮問第 58 号)

1 審議会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った個人情報非開示決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求は、当時未成年者であった審査請求人（以下「請求人」という。）の法定代理人である請求人の父が仙台市個人情報保護条例（平成 16 年仙台市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、請求人を代理して、請求人を本人とする以下の(1)から(6)までの個人情報（以下「対象個人情報」という。）の開示を請求したのに対し、実施機関が行った平成 31 年 3 月 29 日付け個人情報非開示決定（以下「原処分」という。）について、その処分の取消しを求めたものである。

- (1) 「仙台市教育委員会は、『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』を開示している。その開示文書を読むと、事実（真実）と異なる記載が多くある。そのため、当方では、平成 31 年 1 月 9 日付（〇〇〇〇第 6 号）個人情報訂正請求書にある通り、客観的事実証明を付して訂正を求めている。『平成〇年〇月〇日及び平成〇年〇月〇日の謝罪については、あくまでも教育長が配慮に欠けたと認めた年賀状と配慮に欠けたと認めた学級だよりに係ることだけである。また、〇〇さん分は除いて良いなどと指示をした件や道徳の授業における教員によるいじめ（体罰）及びいじめを助長する行為等が繰り返された結果、噂となり吹聴いじめが発生したこと等については、α教諭が、今、動揺していて答えられない旨と答えたため、この事案については保留となり、今後の調査案件となった。したがって、この件に関する謝罪は保留のままであり、調査結果の説明や謝罪も未だに済んでいない』旨と当方では客観的事実証明を付して挿入を求めているのである。上記のことや、平成 31 年 1 月 9 日付（〇〇〇〇第 6 号）個人情報訂正請求書『訂正を求める内容』に記載があること等について、その後に行われた、『聴取結果』及び『調査結果』等に係る、既に開示がされている『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』以外の、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書」
- (2) 「仙台市教育委員会は、『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』を開示している。その開示文書を読むと、事実（真実）と異なる記載が多くある。そのため、当方では、平成 31 年 1 月 9 日付（〇〇〇〇第 7 号）個人情報訂正請求書にある通り、客観的事実証明を付して訂正を求めている。平成 31 年 1 月 9 日付（〇〇〇〇第 7 号）個人情報訂正請求書『訂正を求める内容』に記載があること等について、その後に行われた、『聴取結果』及び『調査結果』等に係る、既に開示がされている『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』以

外の、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書」

- (3) 「仙台市教育委員会は、『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』を開示している。その開示文書を読むと、事実（真実）と異なる記載が多くある。そのため、当方では、平成31年1月9日付（〇〇〇〇第8号）個人情報訂正請求書にある通り、客観的事実証明を付して訂正を求めている。平成31年1月9日付（〇〇〇〇第8号）個人情報訂正請求書『訂正を求める内容』に記載があること等について、その後に行われた、『聴取結果』及び『調査結果』等に係る、既に開示がされている『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』以外の、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書」
- (4) 「仙台市教育委員会は、『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』を開示している。その開示文書を読むと、事実（真実）と異なる記載が多くある。そのため、当方では、平成31年1月9日付（〇〇〇〇第10号）個人情報訂正請求書にある通り、客観的事実証明を付して訂正を求めている。『教員による児童等への行為は、法律上のいじめに該当しない』旨主張であるが、これまでに体罰の禁止や、体罰はいじめを誘発することを申立てきた。このことについては、国の定めに記載がある。また、当該事案は、教員によるいじめ（体罰）後、噂となり吹聴いじめが発生している事案である。このことについては、〇〇一人だけやられた事実を、教育長が認める事実認識として回答しているのである。さらに、教員によるいじめ（体罰）は少なくとも3度は行われている。実際に、このことが噂となり吹聴いじめが発生しているのである。このことは社会通念に照らし合わせても容易に解釈できることである。さらに、2年次〇月より心療内科等に通院している事実については、少なくとも学校側に（学校長と氏にも）は伝えてあったし、欠席理由欄にも通院との記載がある。当方では、欠席の理由について、通院する旨事実を包み隠さず伝えている』旨と当方では客観的事実証明を付して挿入を求めているのである。上記のことや、平成31年1月9日付（〇〇〇〇第10号）個人情報訂正請求書『訂正を求める内容』に記載があること等について、その後に行われた、『聴取結果』及び『調査結果』等に係る、既に開示がされている『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』以外の、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書」
- (5) 「仙台市教育委員会は、『〇〇中学校 〇〇〇〇（保護者・〇〇小教諭）関連』を開示している。しかし、その開示文書を読むと、事実（真実）と異なる記載が多くある。そのため、当方では、平成30年12月26日付個人情報訂正請求書にある通り、『2番〇〇〇〇（長女関連）“中学校ではいじめなどの事実はない”を訂正』→『“中学校では教員によるいじめ及びいじめを助長する行為等が繰り返された結果、吹聴いじめが発生した”と挿入』とした上で、客観的事実証明を付して訂正及び挿入を求めているのである。訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類として添付した、平成30年12月10日付個人情報開示決定通知書により得た公文書証明『平成〇年〇月〇日付教育長回答書』には、『1

年次担任のα教諭につきましては、平成○年○月の年賀状の送付や、平成○年○月の学級だよりの作成において、○○さんへの配慮に欠けた対応があったことは事実』旨記載がある。この結果、被害生徒○○は、精神的に大きなダメージを受ける。そして、今でも精神的及び肉体的な後遺症に苦しんだり、人間不信に陥ったり他者との接し方がわからなくなるなど、人格形成に深刻な悪影響を受けてしまい、これまでに心療内科・精神科・思春期外来・カウンセリング等々へ通院することとなる。ちなみに通院を開始したのは、上記二件の事案後である。また、教員がいじめを助長する行為（不適切な行為及び言動）を行ったことで、クラス内や学年及び学校内で噂に上がり、吹聴いじめを誘発した事案（理由）の一つとなる。そして、○○は平成○年○月の不適切な年賀状送付や学級だより配布を受けてから、長期の不登校となる。それまでは別室の登校はできていたが、平成○年○月の年賀状送付を受けてからは、登校することが困難となる。特に平成○年○月の学級だよりを配布されてからは、平成○年○月（2年次）新学期から登校すること自体ができなくなる。これらのことについては、出席簿においても確認できることである。上記に記載があること等について、その後に行われた、『聴取結果』及び『調査結果』等に係る、『○○中学校 ○○○○（保護者・○○小教諭）関連』や『平成○年○月○日付教育長回答書』以外の、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書」

- (6) 「仙台市教育委員会は、『○○中学校 ○○○○（保護者・○○小教諭）関連』を開示している。しかし、その開示文書を読むと、事実（真実）と異なる記載が多くある。そのため、当方では、平成30年12月26日付個人情報訂正請求書にある通り、『2番○○○○（長女関連）“中学校ではいじめなどの事実はない”を訂正』→『“中学校では教員によるいじめ及びいじめを助長する行為等が繰り返された結果、吹聴いじめが発生した”と挿入』とした上で、客観的事実証明を付して訂正及び挿入を求めているのである。訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類として添付した、平成30年12月10日付個人情報開示決定通知書により得た公文書証明『○月○日付文書 事実関係 対照表』には、学校側の事実認識として、『平成○年○月○日の4時間目道德の時間、学級の仲間に伝えたいメッセージを書き、それを花束に見立てて送るという活動を実施した。α教諭は、他生徒が○○への対応について担任へ尋ねた際、“○○さん分は除いて良い”と話した記憶はあると話している』旨記載がある。上記聴き取り結果記録から、道德の授業において、担任は『○○さんの分は除いて良い』旨と発言するなどし、○○のことを仲間外れに（学級の仲間と捉えず排除を行う）していることが明らかとなる。このことにより、教員主導によるいじめ（体罰や不適切な行為及び言動）が行われていたことが明らかとなる。その結果、被害生徒○○は、登校すること自体ができなくなる。そして、○○は、精神的に大きなダメージを受ける。今でも精神的及び肉体的な後遺症に苦しんだり、人間不信に陥ったり他者との接し方がわからなくなるなど、人格形成に深刻な悪影響を受けてしまい、これまでに心療内科・精神科・思春期外来・カウンセリング等々へ通院することとなる。ちなみに通院を開始したのは、上記の事案後である。また、教員がいじめを助長する行為を行ったことで、クラス内や学年及び学校内で噂に上がり、吹聴いじめを誘発した事案（理由）の一つとなる。そして、○○は上記事案後、長期の不登校となる。それまでは別室の登校

はできていたが、平成〇年〇月（２年次）新学期からの登校すること自体ができなくなる。これらのことについては、出席簿においても確認できることである。ちなみに本事案（道徳授業中の仲間外れの件）に係る謝罪について、当方ら（被害生徒本人やその家族）では、教育長や学校長及び当該教員からこれまでに謝罪を一切受けたことがない。これまで謝罪を受けてきたことは、教育長が回答し配慮に欠けたと主張する『年賀状』及び『学級だより』に対することだけである。上記に記載があること等について、その後に行われた、『聴取結果』及び『調査結果』等に係る、『〇〇中学校 〇〇〇〇（保護者・〇〇小教諭）関連』や『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』以外の、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書」

3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、概ね次のように要約できる。

- (1) 「〇月〇日付文書 事実関係 対照表」（開示資料番号 80）、「【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」（開示資料番号 95）及び「〇〇中学校 〇〇〇〇（保護者・〇〇小教諭）関連」には事実と異なる記載が多くあるため、請求人側は、その主張が真実であることを示した客観的事実証明を提出したうえで別途個人情報訂正請求を行っており、また、請求人の父はこれらの事案について問い合わせを再三行っている。実施機関がこれらを受けて事情聴取等を行い、その記録を残すことは教職員として当然の業務である。
- (2) 請求人側が学校から受けた謝罪は、不適切な年賀状の送付と不適切な学級だよりの配布に係ることだけであり、道徳の授業において担任教諭が「請求人の分は除いて良い」と指示した件や、教員によるこれらの行為により吹聴いじめが発生したことについては保留となったままで、調査結果の説明や謝罪も未だに済んでいない。当時の〇〇中学校長は、面談の際に「今後調査します」「道徳の件は保留とさせていただきます」等と回答していることから、その後「聴取」及び「調査」等が行われ、その結果が記録されているはずである。
- (3) 実施機関は「教員による児童等への行為は、法律上のいじめには該当しない」と主張しているが、当該事案は教員によるいじめ（体罰）であり、これにより吹聴いじめが発生していることを請求人側は何度も申し立てている。また、請求人はこのことが原因で精神的に大きなダメージを受け心療内科等に通院することとなったうえ、長期の不登校となったことから、社会通念に照らして考えても、実施機関はこのことについて事情聴取等を行い、記録を残しているはずである。
- (4) 個人情報訂正請求書に記載のある事案（配慮に欠けた年賀状の送付、配慮に欠けた学級だよりの配布、道徳の授業において担任教諭が「請求人の分は除いて良い」と指示したこと及びこれらにより吹聴いじめが発生したこと並びに部活動からの登校を担任教諭が拒否したこと）は確実に「懲戒規定に該当の案件」であり、社会通念に照らして考えても、実施機関は事情聴取等を行い、その記録を作成したはずである。
- (5) 請求人が開示請求した文書は、条例上の非開示情報には該当しないので、当然開示される

べきである。

4 実施機関の説明

実施機関が弁明書及び口頭による説明において主張している主な内容は、次のとおりである。

(1) 個人情報訂正請求を受けた実施機関の対応について

請求人が行った訂正請求は、「【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」(開示資料番号 95) 及び「〇〇中学校 〇〇〇〇(保護者・〇〇小教諭) 関連」を対象としたものである。これらの文書は、いずれも、過去に請求者側から提出された要望書等への回答にあたり、当時の〇〇中学校の事実認識や対応状況を整理するために同校の教員からの聴き取りを基に作成した文書であって、回答書の作成により実施機関として既に当該文書の利用目的を達成しており、既に回答を送付した後になって当該個人情報を訂正することは、対象個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えるものであることから、いずれの訂正請求に対しても非訂正の決定を行った。

また、訂正請求に係る各事案に対する実施機関の対応は以下のとおりである。

道徳の授業における教員による不適切な指導(不適切な年賀状の送付、「請求人の分は除いてよい」と発言したこと及び不適切な学級だよりの配布)については、実施機関は、「〇月〇日付文書 事実関係 対照表」(開示資料番号 80)、「平成〇年〇月〇日付けの教育長名の文書」(開示資料番号 6)、「【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」(開示資料番号 95) 及び「平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書」(開示資料番号 7) のとおり、請求人の父からの訴えを受け聴き取り調査を行ったうえで、その結果を記録した文書を作成し、その内容を請求人の父に対し回答している。

また、請求人がその存在を主張する「教員によるいじめ及びいじめを助長する行為によって吹聴いじめが発生したこと」については、上記の調査においてもその事実が確認できず、また、請求人の在学時に訴えもなかったことから、実施機関は、そのような事実はないと認識している。

請求人がその存在を主張する「部活動からの登校を担任教諭が拒否したこと」については、実施機関は、「〇月〇日付文書 事実関係 対照表」(開示資料番号 80) のとおり、請求人の父からの訴えを受け聴き取り調査を行い、当該事案は、担任教諭が「保健室を利用し、体調が戻った後は、出られる授業へ出て、その後、部活動へ参加できると良い」と話したものであって、部活動だけの登校は認められないと拒否したのではないことを確認した。

いずれの事案についても、請求人の父からの訴えを受けて行った聴き取り調査により、経緯や既に謝罪が済んでいたことまたは事実が存在しないことを確認しており、また、その後請求人の父から繰り返し行われた申立において、再調査が必要と思われるような新たな事実が示されることもなかったことから、これ以降、これらの事案に係る「聴取」及び「調査」等は実施していない。

なお、これら 4 通の文書については、本請求を受ける前に行われた請求人からの請求に基づき、既に請求人に対して開示している。

(2) 結論

上記(1)で述べたとおり、訂正請求書における請求人の主張も従前のものと同様であり、再調査が必要と思われるような新たな事実も提示されなかったことに加え、請求人側が訂正を求めている内容が対象個人情報の利用目的の範囲を超え、訂正を行えないことは明らかであることから、いずれの訂正請求を受けた後においても請求人の主張する事案について新たな「聴取」及び「調査」等を行っていない。したがって、請求に係る個人情報を記載した公文書は作成しておらず不存在である。

5 別途開示された文書及び背景となった事案の概要

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述における請求人の主張並びに弁明書及び口頭による実施機関の説明によれば、本件開示請求の背景となった事案は概ね次のとおりである。

- (1) 平成〇年〇月〇日過ぎ頃、請求人が保健室において担任教諭と放課後の部活動からの登校について話をした。このときの担任教諭の発言について、請求人は部活動からの登校は認められないとして請求人の申し出を拒絶するものであったと主張しているのに対し、実施機関は部活動からの登校を拒否したという事実はないとしている。
- (2) 平成〇年〇月、担任教諭はクラスの生徒にクラスの集合写真を印刷した年賀状を送付したが、当該集合写真には請求人が写っていなかった。
- (3) 平成〇年〇月〇日、担任教諭は道徳の時間に、クラスの生徒が仲間に伝えたいメッセージを書き、それを花束に見立てて互いに贈り合うという授業を行ったが、このとき他の生徒から別室にいた請求人の分をどうするか尋ねられた担任教諭は、「請求人の分は除いてよい」と話した。また、当該メッセージの一部は、同月〇日付けで発行された学級だよりにまとめられてクラスの生徒に配布されたが、請求人が書いたもの、あるいは請求人に対するものは掲載がなかった。
- (4) 請求人の父は、平成〇年〇月〇日付けで、請求人の兄が受けたいじめ事案について感謝料の請求や関係教職員等の処分等を要求する文書を提出した。当該文書には、請求人もいじめ等により不登校状態になっているとして、特別の配慮を要望する旨の記載があった。これを受け、教育相談課は、平成〇年〇月〇日に〇〇中学校の校長等に対する調査を行い、その記録として「〇〇中学校 〇〇〇〇（保護者・〇〇小教諭）関連」を作成した。
- (5) 請求人の父は、平成〇年〇月〇日付けで仙台市教育長、教育相談課長及び〇〇中学校長に対し、請求人の担任教諭の発言等について事実関係の調査及び謝罪等を求める「通知書」を提出した。これを受け、〇〇中学校では校長が当該教諭から事情聴取するなどしたうえで、請求人の父の訴えと学校としての事実認識を対照表の形でまとめた「〇月〇日付文書事実関係 対照表」（開示資料番号 80）を作成し、教育相談課に報告を行った。教育相談課は、この報告を基に「平成〇年〇月〇日付けの教育長名の文書」（開示資料番号 6）を作成し、これにより請求人の父に対し回答を行った。
- (6) 請求人の父は、平成〇年〇月〇日付けで〇〇中学校長に対し、担任教諭の不適切な指導により請求人が精神的にダメージを受けたとして、校長からの謝罪等を求める文書を提出した。これを受け、〇〇中学校は請求人の父からの訴えとそれに対する学校としての事実認識、これまでの請求人の父とのやり取りの経過等をまとめた「【〇〇〇〇関連】平成〇年

〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」(開示資料番号 95)を作成したうえで、請求人の父から別途提出された平成〇年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付けの文書への対応と併せて、「平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書」(開示資料番号 7)により請求人の父に対し回答を行った。

6 審議会の判断

(1) 対象個人情報の保有の有無について

実施機関は、請求人が開示を求めるような対象個人情報を記載した公文書は作成しておらず存在しないとしているのに対し、請求人は、社会通念に照らして考えても対象個人情報を記載した公文書が作成されており存在するはずであると主張するので、当審議会では条例第 48 条第 4 項の規定に基づき、実施機関に対し以下のとおり見分調査を行った。

ア 教職員課執務室に保管されている一連のファイル及び同課が保存している電磁的記録について、本件審査請求とは別に請求人から申立のあった個人情報非開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第 55 号から同第 57 号までの審議の過程、また、請求人の兄から申立のあった個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第 43 号から同第 47 号まで並びに同第 53 号及び同第 54 号の審議の過程で、請求人及びその家族への対応に関係する全ての記録を確認した。

イ 教育相談課執務室に保管されている一連のファイル及び同課が保存している電磁的記録について、本件審査請求とは別に請求人の兄から申立のあった個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第 43 号から同第 47 号までの審議の過程で、請求人の兄及びその家族(請求人を含む)への対応に関係する全ての記録を確認した。

ウ 〇〇中学校に保管されている一連のファイル及び同校が保存している電磁的記録について、本件審査請求とは別に請求人から申立のあった個人情報非開示決定に対する審査請求に係る、当審議会への諮問第 38 号から同第 40 号までの審議の過程で、請求人への対応に関係する全ての記録を確認した。

これら全ての調査の結果として、請求人に対し既に別途開示された文書以外には、本件対象個人情報を含む文書又は電磁的記録を発見することはできなかった。

(2) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審議会の処理経過

(諮問第 58 号)

年 月 日	内 容
令和 4. 1. 24	・ 諮問を受けた
4. 1. 27	・ 実施機関（教育局学校教育部教育相談課）から弁明書の提出を受けた
4. 2. 25 ～ 4. 2. 14	・ 請求人から反論書の提出を受けた
4. 3. 1 (令和3年度第9回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
4. 3. 29 (令和3年度第10回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
4. 4. 18	・ 請求人から口頭意見陳述の申出を受けた
4. 6. 2 (令和4年度第1回 個人情報保護審議会)	・ 請求人から口頭で意見を聴取した ・ 諮問に係る審議を行った
4. 6. 28 (令和4年度第2回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った